

令和元年

亀山市教育委員会 1 2 月定例会会議録

亀山市教育委員会 1 2 月定例会会議録

1. 日 時

令和元年 1 2 月 1 9 日（木）午後 1 時 3 0 分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎 3 階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	太 田 淳 子
2 番委員	若 林 喜美代
3 番委員	大 萱 宗 靖
4 番委員	宮 村 由 久

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	草 川 吉 次
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	亀 山 隆
参事（兼）子ども未来課長（以下参事子課長という。）	豊 田 達 也
教育総務課長（以下総務課長という。）	大 泉 明 彦
学校教育課長（以下学校課長という。）	西 口 昌 毅
副参事兼図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹（兼）教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹（兼）教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	平 野 朋 希
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下社教GLという）	小 坂 博 文
副参事（兼）まちなみ文化財グループリーダー（以下まちGLという）	山 口 昌 直
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	草 川 正 富
教育総務課教育総務グループ主査（書記）	早 川 美 紀

6. 会議録署名者指名

4番委員（宮村由久委員）

1番委員（太田淳子委員）

7. 会議録の承認（第6回臨時会、11月定例会）

承認

8. 教育長報告

教育長 （令和元年12月定例会教育長報告に基づき報告）

教育部長 先ほどの教育長報告の市議会関係について報告をさせていただきます。12月市議会定例会が明日の20日で閉会いたします。12月10日、11日の2日間にわたり一般質問が行われ、教育委員会に対しては5人の議員から質問をいただきました。それぞれの趣旨ですが、鈴木議員から亀山市立図書館整備事業におけるシビック・プライドの創出について。森英之議員からは教職員の働き方改革に関して、給特法改正による勤務時間の上限の設定及び変形労働時間制の導入について。中島議員からは災害時の避難所開設における教職員の役割について。森美和子議員からはSNSを通じた犯罪から子どもを守るための対策について。福沢議員からは学校給食で提供されているパンの安全性についての質問でした。

太田委員 パンの安全性とは何ですか。

教育部長 他県の事例ですが、学校給食のパンからグリホサートという残留農薬が検出された事案があり、それを危惧され、亀山市の給食用のパンの流通はどのようになっているかの質問でした。この質問に対する答弁として、亀山市については三重県学校給食会を通じて給食用のパンを購入しており、文部科学省の基準に基づいて製造されたパンが各学校へ届けられている状況と、県学校給食会の残留農薬の検査項目にグリホサートを追加するよう強く働きかけていくことを答弁しました。

教育長 亀山市、三重県に限ったことではなく、輸入小麦に農薬の一部が含まれているのではないかという指摘の中で、国産小麦100パ

一セントとしている県もあります。

(ほかに質問はなく、教育長報告を終わる。)

9. 協議事項

- 教育長 協議事項1「令和4年度以降の成人式について」説明を求める。
参事生課長 (資料に基づき説明。)
教育長 ここで決定したことを市長に報告し、市長が年内の記者会見で発表する予定です。ご意見があればどうぞお願いします。
- 太田委員 報告にある三重県の中で津市、松阪市、四日市市については、20歳を成人式対象とする記載があるが、隣の鈴鹿市についての方向性はどうか。
- 参事生課長 現時点で、決定している県内市については公表されています。未決定の市についても20歳を対象とする方向で検討を進めていると聞いています。伊賀市だけが18歳を対象としています。
- 大萱委員 20歳を対象とする市町が多く、全国的に見ても18歳を対象とする市町は珍しいが、伊賀市はどのような理由で18歳となったのか。
- 参事生課長 詳細まではお聞きしていませんが、民法に沿ったと聞いています。全国では、18歳を対象とする市町は今のところ3市町ほどだと聞いています。
- 大萱委員 「二十歳のつどい」と改めて式典を行いたいという理由が3点挙げられており、その2点目に、飲酒や喫煙の制限がなくなる節目の時期として適切である、3点目に、大学進学や就職で市外へ出た人が帰省し故郷を思う心を育むよい機会となるとしている。しかし、3点目であれば、18歳ならほとんどの人が亀山市にいるため集まりやすいと思うし、2点目は、飲酒、喫煙が解禁になって祝いを行うという理由がよく分からない。1点目の理由の部分で、成人の日というのが1月から3月に変更する可能性も考えられるのではないか。例えば高校卒業式が終わってから行うと人が集まって良い気がする。今年に発表するとのことだが、例えば18歳にしようと決まっても年内に発表出来るのか。
- 教育長 成人式に関する問い合わせが寄せられているためです。令和5年1月に18歳にするということは、19歳の人と20歳になる人の成人式の間が無くなるため、3年分まとめて行わなければな

らない。文化会館の3倍の会場が必要となる。または分散会場にするとか。

太田委員 学年が違うので別々に設けるべきですよ。

教育長 18歳にするとそのような方法も検討しなければならないが、今は20歳とする提案であるので方法論を検討事項に挙げていません。

大萱委員 20歳が前提ということですね。

教育長 大萱委員は18歳でいいのではないかというご意見ですね。

大萱委員 成人式となると18歳だと思う。しかし、成人式をなくし「二十歳のつどい」とするということですね。

参事生課長 成人式という言葉になりますと、民法との不整合がありますので「二十歳のつどい」とし、酒、煙草も許される年齢は20歳と変わりませんので、多くの方の大人になるという年齢の意識が20歳であると思いますので、この提案とさせていただきます。

大萱委員 成人が20歳で、お酒も煙草も20歳から可能になるため、成人になったら酒、煙草というイメージがあるが、全く別問題ですから、2点目のような理由でというのはどうかと思う。

若林委員 伊賀市が18歳を対象とするという発表をされたので、伊賀市民が困惑している声も聞こえてきているが、亀山市が20歳を選んだことに対しては賛成である。先ほど大萱委員も質問されたが、成人式という名前ではなく「二十歳のつどい」にするが、これまでの成人式の流れを汲んだ成人の集いであるため、開催日は成人式周辺で行うつもりで提案をされているのか。

参事生課長 成人式は元々伝統的なものとして旧暦の小正月というものを意識し、元服というものからスタートしていると聞いているため、地域の実情に即してお盆等に行う場合を除けば、基本的には1月に行うというのが一番適切であると考えています。

宮村委員 従来の成人式を踏襲する形なら良いのだが、今、大萱委員の意見を聞いていて時期については3月という考えもあるのかと思った。かつて元服式は1月15日だったが、ハッピーマンデーの関係もあって日がずれ、成人の日の実感があまりないため、この際、1月という考えを無くしてしまっただろうかと思う。成人式というのは20歳になった人のお祝いと、それを皆が祝福しましよ

うという日だと思う。18歳になれば民法上成人となり、選挙権も与えられ大人の仲間入りをすることになる。この大きな節目となる18歳になった時のイベントを何か検討しているのか。それも含め検討し結論を出した方が良いのではないか。従来のもを踏襲するならこのような意見となると思うが、様々な角度から検討した結果、従来成人式を「二十歳のつどい」に変更して1月に行うという結論に持って行った方が良いと思う。

参事生課長 成人式の実施時期につきましても、内閣府で世論調査を行っています。亀山市のことではありませんが、従来通り1月に開催することについて6割以上の方が良いと考えています。次いで3月という考えが24パーセントとなっています。1月という意見が多い状況を踏まえて現行を踏襲した形で開催したいと考えています。ただ、先ほどご意見をいただきましたとおり、それありきで進めるのではなく、時期については検討を踏まえた上で令和4年度以降の開催について考えていきたいと思えます。

宮村委員 再度になりますが18歳になった時のことは何も考えていないか。

参事生課長 現時点では集約的なものは考えておらず、節目にということも必要かと思いますが、一旦は「二十歳のつどい」という形に集約させていただきたいと考えています。

教育長 協議事項ですので、自由に意見を出していただいたらよく、教育委員会として協議した結果を市長に報告しますので、方向性を絞りたいと思います。事務局提案は「二十歳のつどい」ですが、理由の中で、世論調査で7割以上の方が20歳を支持するということが触れられていない。あと、②の理由は成り立つのか、理由③については20歳の時に故郷亀山市を思っていたらよいという理由がこれで成り立つのか。成人になった20歳に故郷を思い出してほしいというのは分かるが、すでに成人になっている段階でこの理由が成り立つのか。

太田委員 この提案に関しては賛成です。③の理由で、就職、就学し、慣れていない1年目よりは2年目、3年目の時の方が良いと思う。学生ならば、3年生、4年生は就職活動を行う時期であるため、20歳までの間に行う方が良いと思うので20歳が良いのではないか。子どもたちがそのような認識であると思うし、実際この年

齢の子どもを持つ親として時期的に一番良いのではないかと思う。

若林委員

理由②の飲酒や喫煙についてだが、20歳に成人式を迎える人は飲酒や喫煙も可能だと思いがちだが、厳密に言えば成人式に参加する人の中にはまだ19歳の人何人も含まれている訳で、成人式だから飲酒や喫煙をしても良いというのは間違いである。また、喫煙については健康被害が非常に大きいので何歳になっても吸わない方が良いため、20歳だから許されると理由に明記することは、受け取られ方に心配な点はある。成人式をこれまでどおり継続して行っていくのなら、「二十歳のつどい」が一番良いのではないかと思う。一番の理由は、教育的配慮で、人生の選択肢を迷いながら進んでいく重要な18歳にこのようなイベントを行うというのは配慮に欠けるという点から20歳が良いと思う。大萱委員が言われるように理由②については表現上いかなものかと思う。理由③については、20歳になった時に故郷を思う良い機会となるのはいいことだと思うが、20歳に限定する必要もないのかと思う。

教育長

今のところ、18歳ではなく20歳で式典を執り行うという方向でよろしいでしょうか。

大萱委員

18歳で1月12日に行うのは日程的に難しいかと思うが、20歳で行う場合①の理由となると、現在の成人の日に行わなくても、例えば1月の4日や5日にしてもよいですね。法律も18歳から成人となり、選挙権もあり、自覚を持つ節目ということで式等を行った方が責任感も生まれるのではないかと思う。刑法が現段階ではどのようなになるか分からないが、もしかすると18歳以上になると重い刑になるかもしれない。そのような自覚を持つためにも何か行った方が良いのではないか。だが、日程的には3月の卒業式が終わった頃に行う等にしなければならない。あと、18歳で行うと運営の方が大変となってくると思う。全国的にも問題行動が見られますし、若い方がより元気だと思うので。

宮村委員

20歳か18歳かという基本的には20歳だろうと思う。理由③で、大学進学等で外へ出た人等もいるが出席率はどのようなものか。1月の三が日だと帰省している人も多いので出席率が良いのではないか。県南部の方で1月3日が成人式というところがあったが、より多くの方が参加しやすいと思う。

教育長 過去2～3年の出席率は分かるか。

参事生課長 出席率ですが昨年度は78.3パーセントで、平成29年度が82.5パーセント、平成28年度が78.2パーセント、平成27年度が81.5パーセントです。

大萱委員 何曜日に行ったのか。

参事生課長 日曜日です。三連休の中日に行っています。

教育長 様々なご意見をいただきまして、まず18歳にするか20歳にするかということに絞りたいと思います。20歳が多数意見であったと報告します。その際の理由ですが、理由③を外しておいた方が良いのではないかとの意見が出ましたが、理由②と理由③を外してよろしいでしょうか。世論調査の結果を理由②に入れておくか、どうでしょうか。

参事生課長 理由①につきましては、教育的配慮ということで記載し、世論調査の結果もお示し、この2点を理由としていきたいと思えます。

教育長 記者発表も近いので、「二十歳のつどい」の表記も大事になってきます。原案は「二十歳のつどい」だが、漢字、ひらがな、数字の記載方法で6通りのパターンが考えられます。

若林委員 縦書きですか横書きですか。

教育長 場所によってどちらもあります。メインホールは横書きです。

宮村委員 併用は出来ないか。

若林委員 縦書きなら漢字、横書きなら数字が良いと思う。

教育長 「二十歳のつどい」とする意見が多かったということにします。

宮村委員 18歳という重要な節目の時に何か出来ないか。

教育長 市または教育委員会から郵便物の発送を行う等、何かメッセージを送る機会が必要ではないかという意見が出されたらと報告します。

10. 報告事項

教育長 報告事項1「学校感染症による「出席停止」解除における手続き変更について」説明を求める。
(総務課長詳細説明)

教育長 校長宛には12月5日に、保護者宛には12月16日に発送しています。このように変わるという報告です。

- 宮村委員 学校感染症というと第1種から第3種まであり、第1種はコレラやエボラ出血熱等があり、おそらく想定しているのはインフルエンザやはしか等だと思うが、治癒証明書を一律に求める必要はないとしているが、亀山市の場合、第1種から第3種まで全てにおいて学校感染症届出書を出せばよいとしているのか。出席停止になる感染症の中に、コレラ等の記載がないが、この範囲について保護者の届け出でよいということか。この範囲以外のもは医師の証明書が必要だということか。
- 総務課長 証明書については、全て廃止という取り扱いになります。委員ご指摘のとおり第1種から第3種に分かれています。全てのものに対して証明書を求めるものではございません。5ページの保護者宛の文書の四角囲みの中で、必ず医療機関を受診し医師に治癒の目安、登校時の支持をもらい、それを基に保護者が記入することになっています。医師の診断を基に記入するものですし、医師会とも相談した結果、他の感染症についても一律に求めるものではないと国も示しており、全ての感染症についてこの扱いでよいのではないかとのことから、この届出書に変えることとしました。
- 宮村委員 6ページの出席停止になる感染症にそれを書かなくてもよいのか。ここに列記したものが出席停止の感染症でそれ以外は対象外とならないか。
- 教育長 「その他の感染症 感染性胃腸炎など」と記載があります。
- 総務課長 「など」で読ませさせていただきます。
- 学校には養護教諭もいますので、病名を見た時に必要と思われるアドバイス等は行ってまいります。
- 若林委員 医師の診断書をもらわなくても子どもを学校に登校させることが出来るとのことで、保護者にとっては良いと思うが、なぜこのような時期に変更になるのか。
- 総務課長 過去から検討しており、平成21年に新型インフルエンザが流行した時期がありましたが、その際も厚生労働省からは一律に求めるものではないと示されていきました。その中で亀山市は証明書ももらっていましたが、昨年医師会から、ガイドラインに沿って運用してはどうかとの意見があり、今年10月から四日市市が治癒証明書を廃止することになりました。三重県医師会も証明書を廃止していこうという方向です。これを機に亀山市として判断を

したところでは。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「亀山市における人権教育・人権啓発体制の構想について(案)」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

太田委員 体制図の中の各中学校区のネットワークの中にある「PTA」や「地域」は、現在CSがあるにも関わらずなぜCSではないのか。

学校課長 CSと言わせていただいてもよいのですが、主に「地域」の中に含めさせていただき、このような記載となりました。

宮村委員 このような推進体制については初めて見るが、体制が未熟だったから整備するということなのだが、市の方に人権基本方針というようなものがあると思うが、それを受けて学校教育の人権教育があり、その推進体制と今回出した構想との間に齟齬がないのか。

学校課長 齟齬はありません。

宮村委員 すでに人権基本方針の中にも推進体制がありますよね。

学校課長 その方針がある前から亀山市人権教育推進協議会はずっと続いているものです。

宮村委員 それに今回新たに付け加え、構想として持とうとする意図は何か。

学校課長 これまでの亀山市人権教育推進協議会はどちらかというと学校に特化し、学校での人権教育を中心に考えていく場でありましたが、人権教育を進めるにあたっては学校だけではなく、広く市民の方々とともに進めていかなければならないとのことで、広げていこうという思いがずっとあり、それを具現化しようとする流れです。学校に特化した部分が薄まるのではないかという懸念もありますが、図の下にあります亀山市人権教育担当者会議というものを新たに置き、中学校区を統括して情報交換等をするような場を設けています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

- 教育長 報告事項4「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項5「鈴鹿関跡学術調査事業について」説明を求める。
(まちGL詳細説明)
- 若林委員 堀自体はどのくらいの長さのものなのか教えてほしい。
- まちGL 現在確認されております地点で言いますと、観音山のふもとから、1号線の南にある城山の南西部分でも見つかっているため、直線距離で600メートルを超えるものだと考えています。
- 宮村委員 今年度中に国史跡指定の申請を行うとのことだが、600メートルではなく図の斜線の部分のみ行うのか。
- まちGL 関ロッジと記載がある西側が観音山で、そこで平成18年度に一次調査を行っており、ここでも築地堀の痕跡を確認しています。丸印の所から観音山の部分を含めた5,900平米ほどを対象地としたいと考えています。
- 宮村委員 延長としてはどれぐらいか。
- まちGL およそ150メートル分だと思います。
- 宮村委員 民地ですか。
- まちGL 民地と公有地が半々くらいだと思います。
- 教育長 重要な対象地域を図で示したものはないのでですね。
- まちGL 今回添付しておりません。申し訳ありません。後ほどお持ちします。
- 教育長 事務局に渡しておいてください。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項6「第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画(中間案)について」説明を求める。
(参事子課長詳細説明)
- 若林委員 第2期の基本計画ということで非常にご苦労いただいていると思いますが、先ほど、子どもの貧困に関わる部分を追加したとのことだが、以前に貧困に関する実態調査報告書をいただいているその中に亀山市の実態調査が書かれており貧困と認められる子も

いる。気になるのは、文化的に貧困な子が亀山市には多いということである。そのようなことも踏まえて計画の中には様々な思いが含まれているのだろうと思うのだが、その中で、16ページの自立に向けた支援体制の充実と確保の部分で、経済的な貧困家庭の子に対する支援の内容が書かれている中で、施策の方向性①の下に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用した学校をプラットホームとした総合的な相談体制の充実と書かれている。これは学校を起点とした相談体制のことなので、現在行っていることを文章化したものなのか、それとも新たに何かを考えていて表記しているものなのか。②家庭教育支援員の要請や17ページのハローワークとの連携による就労に関する窓口の充実、18ページの施策方向性①就労専門員の配置、③就労支援員を活用等、様々な支援員の名称があるが、この辺りのことについて説明をお願いしたい。

参事子課長

現行計画でも貧困部分については施策として掲げられていますが、今回、より明確に位置付けるということで、16ページの部分に記載してあります。特徴的なことについては現状と課題にも記載がありますが、経済的貧困と文化的貧困に視点を置き、施策を進めていこうとしており、委員申された意見のとおりです。ここは地域福祉の所管分野で、認識している範囲の中で話をします。このスクールソーシャルワーカーの学校をプラットホームにした相談体制の充実というのは、現在の状況をさらに充実させていくという認識です。家庭教育支援員の要請、配置や、ハローワークとの連携による相談窓口の充実については、貧困に特化し生活保護も含めた経済的貧困に対応する専門の窓口となる部分の中でも、子ども子育ての分野の中で、これを個別に置いていくのか、合わせて充実した体制とするのかは今後の話となりますが、基本は現在の取組の状況に上積みをしていくという認識です。

若林委員

1号認定の部分の過大供給になっている部分を修正していくとのことですが、具体的に園名を出さない方がいいですか。

参事子課長

まだ予算措置が何もない分野別計画の中に、これから5年のことをどこまで書くのかということもあります。亀山市前期基本計画に位置付けられているものは記載していますので、南崎町の認定こども園については記載しています。今言われているのは②と

③のことだと思います。これは市の北東部の方、保育ニーズが高くなっている傾向が顕著に表れているエリアであります。亀山市の幼稚園の4園の配置を見ますと、井田川幼稚園とみずほ台幼稚園しかありません。もう1つ、保育園というのは川崎南保育園しかありません。実行予算を付けて事業化していくというのは別の手続きの中で行っていくのですが、計画としてはこの方向性を示していきたいというものです。

太田委員 幼稚園から就学の途切れの無いという文面や、幼稚園と小学校の繋がることをよく書いているが、内容を見ると、11ページの施策の方向性の中で、休日保育の充実も保護者への対応として良いと思うのですが、学童に関する部分の記載が薄い様に感じる。4月1日から小学生になり、3月31日までは休日まで見てもらえるが、4月1日からはどうするのかということになる。途切れがあるように思う。途切れの無い施策であるのならよいのだが、学童のことがあまり記載されていないように思ったのでどのようになっているのか。

参事子課長 放課後の居場所づくりの関係になりますと、基本目標の4番目、20ページの施策の方向性で、特に②放課後を豊かに過ごす居場所づくりのところで放課後児童クラブのことを記載しています。中間案ですのでここでは项目的に挙げてあるだけですが、これを今後施策化していきます。就学前の保育に欠ける子の対応と就学後の学校を終わってからの対応もこの計画の守備範囲になりますのでしっかり記載していく予定であります。実際の対応についても行ってきたいと思います。

太田委員 20ページの放課後児童クラブは学校が休みの時もやっているのですか。

参事子課長 学童保育所は放課後児童クラブに名前が変わりました。放課後児童クラブは休日設定もあります。土、日曜日を休みにしているところもありますし、日曜日のみのところもあります。

太田委員 高学年になれば留守番も出来るようになるので心配していないが、小学校に入ったばかりの1年生への対応を途切れの無いようにし、徐々に一人でも留守番出来るようになるという流れに対応するようにしていただきたい。

参事子課長 在籍の学年構成を見ても、低学年は多く高学年になるほど抜け

ていく傾向です。家庭環境や児童本人の状況によって利用していただけたらと思います。

太田委員 基本的には保護者が面倒を見ることが前提ですが、園を休日も開けるのであればそれに合わせた形にさせていただくのがいいと思います。

大萱委員 亀山幼稚園と第一愛護園の統合、認定こども園化のことだが、予定通り進んでいるのか。いつ頃完成予定なのか。

参事子課長 地元自治会の反対や周辺の道路安全環境への意見が出ており、それを丁寧に聞かせていただいたところです。その対応を年明けに地元自治会へお話しさせていただきたいと思っています。まだ明確にどうするという結論は出ていないのですが、そのような状況です。

大萱委員 遅れ気味なのですね。

参事子課長 遅れ気味です。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求め。

(総務課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項8「教育委員会行事報告及び予定表について」説明を求め。

(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長、まち副GL詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

12. 閉会

15時35分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

4 番委員

1 番委員

